

## 第5回建設小委員会 次第

日 時： 平成16年1月19日（月） 午後2時00分から  
会 場： 木曾川町役場3階 大委員会室

### 1 開会

### 2 議題

#### (1) 協議事項

協議建設第3号 上・下水道事業（その2）について (資料1)

協議建設第6号 公共的団体等の取扱いについて (資料2)

### 3 その他

建設小委員会の日程について (資料3)

### 4 閉会

## 上・下水道事業について（協定項目第23-23号）

上・下水道事業に係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	上・下水道事業（その2）
調整方針	(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。 (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。

協議状況	
提案	平成15年11月19日
協議	平成16年 1月19日
確認	平成 年 月 日

## 公共的団体等の取扱いについて（協定項目第16号）

公共的団体等の取扱いに係る調整方針（案）を次のとおり提案する。

協定項目	公共的団体等の取扱い
調整方針	<p>公共的団体等については、新市の一体性を速やかに確立するため、それぞれの実情等を尊重しながら統合・再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 2市1町に共通している団体は、合併時に統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(2) 2市1町に共通している団体で、実情により合併時に統合・再編できない団体は、合併後速やかに統合・再編するよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 独自の団体は、現行のとおりとする。</p>

協議状況	
提案	平成15年12月18日
協議	平成16年 1月19日
確認	平成 年 月 日

## 建設小委員会の日程について

今後予定されている会議は下記のとおりとする。

回	日 程	場 所
6	2月16日（月）午前9時30分	木曾川町役場3階 大委員会室

協 議 附 属 資 料

<協議建設第3号 23-23 上・下水道事業(その2)>

平成16年1月19日

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会  
建設小委員会

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

建設部会 水道・下水道分科会

協議項目	上・下水道事業（その2）			
調整方針（案）	(1) 上・下水道事業ともに、合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。 (2) 受益者負担金については、合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 (3) 給水申込みに伴う手数料及び排水設備工事の申請に伴う手数料は、合併時に一宮市の制度に合わせる。			
項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
1. 会計	○ 上・下水道 1 会計 上下水道事業会計ともに企業会計方式による。 2 予算規模 ・水道事業会計 72億円余 ・下水道事業会計 110億円余 ※H14年度当初予算規模	○ 水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 10億円余 ※H14年度当初予算規模  ○ 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計方式による。 2 予算規模 公共下水道事業特別会計 20億円余 ※H14年度当初予算規模	○ 水道 1 会計 水道事業会計は企業会計方式による。 2 予算規模 水道事業会計 8億円余 ※H14年度当初予算規模  ○ 下水道 1 会計 下水道事業会計は特別会計による。 2 予算規模 下水道事業会計 10億円余 ※H14年度当初予算規模	合併時に会計の統一化を図り、下水道事業については企業会計で水道事業と同様の取扱いをしていく。
2. 受益者負担金（下水道）	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地（公共用地等は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 供用開始区域（農地・駐車場等下水道を利用しない土地は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等で下水道を使用する者 3 負担金の額等 別添資料1参照	1 対象 下水道整備区域内の全ての土地（公共用地等は除く） 2 受益者 区域内の土地所有者、権利者等 3 負担金の額等 別添資料1参照	合併時に各市町の現行制度を新しい制度に統合する。 1. 単位負担金額を一宮市に合わせる。 2. 受益者の定義については、一宮市及び木曾川町の制度に合わせる。 3. 農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。 4. 農地は、農地以外に転用するまで徴収猶予する。 5. 徴収猶予したのものには、報奨金制度は適用しない。

# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針																						
3. 受益者負担金の徴収事務（下水道）	<p>1. 徴収方法</p> <p>3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年全納（報奨金制度有り）</li> <li>・前納（報奨金制度有り）</li> <li>・期別</li> </ul> <p>督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2. 納期</p> <p>第1期 6月1日から6月末日 第2期 8月1日から8月末日 第3期 10月1日から10月末日 第4期 翌年1月4日から1月末日</p> <p>3. 前納報奨金</p> <p style="text-align: center;">前納報奨金の率</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">納期前の 納期数</td> <td style="text-align: center;">3</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="text-align: center;">4</td> <td style="text-align: center;">5</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">7</td> <td style="text-align: center;">8</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">納期前の 納期数</td> <td style="text-align: center;">8</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">報奨金交 付率(%)</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">10</td> <td style="text-align: center;">11</td> <td style="text-align: center;">12</td> </tr> </table>	納期前の 納期数	3	4	5	6	7	報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8	納期前の 納期数	8	9	10	11	報奨金交 付率(%)	9	10	11	12	<p>平成15年度から実施。 申込み方式なので受付け時に一括徴収。 公共下水道接続申込みをした受益者から徴収する。</p>	<p>1. 徴収方法</p> <p>3年に分割し、さらに1年を4回の納期に分ける。平成16年度から実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3年全納（報奨金制度有り）</li> <li>・期別</li> </ul> <p>督促手数料 徴収しない。 延滞金 徴収する。</p> <p>2. 納期</p> <p>第1期 8月1日から同月31日 第2期 10月1日から同月31日 第3期 12月1日から同月25日 第4期 翌年2月1日から同月末日</p> <p>3. 前納報奨金</p> <p>納期前に納付した受益者に対し、納期前の納期数に応じて、前納報奨金を交付する。 交付率10%</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>
納期前の 納期数	3	4	5	6	7																					
報奨金交 付率(%)	4	5	6	7	8																					
納期前の 納期数	8	9	10	11																						
報奨金交 付率(%)	9	10	11	12																						
4. 取付管布設工事事務（下水道）	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負 設計、監督及び検査 198件</li> </ul> <p>※一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負 設計、監督及び検査 0件</li> </ul> <p>※全て公費負担、ただし、2カ所目からは、11万円/カ所の受益者負担金を徴収する。</p>	<p>取付管布設工事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・請負 設計、監督及び検査 0件</li> </ul> <p>※一筆の土地の面積が500㎡まで毎に取付管1カ所を公費で負担</p>	<p>合併時に一宮市の制度に合わせる。</p>																						

一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項目	一宮市	尾西市	木曾川町	各項目の調整方針
5. 給水申込みに伴う手数料（水道）	1. 受託工事制度 ー 無 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 1,917件 ・分岐監理手数料 1,118件  ※設計審査手数料 4,200円/件 ※分岐監理手数料 4,200円/件	1. 受託工事制度 ー 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計手数料 326件 ・工事監督費 307件  ※設計手数料 設計額の100分の3 ※工事監督費 直接工事費の100分の3	1. 受託工事制度 ー 有 2. 手数料の調定及び収納 ・設計審査手数料 105件 ・工事検査手数料 102件  ※各手数料額 口径25mmまでのもの 500円/件 口径25mmを超えるもの 1,000円/件	合併時に一宮市の制度に合わせる。 受託工事制度は経過措置期間(1年)を設けて廃止する。
6. 給水装置工事業者の指定等事務（水道）	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 123社  ・指定申請の処理（公告）  ・指定事項の変更  ・事業の廃止  ・主任技術者の選任、解任処理  2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定事業者数 123社  ・指定申請の処理（公告）  ・指定事項の変更  ・事業の廃止  ・主任技術者の選任、解任処理  2 指定給水工事業者の指定手数料 10,000円/件	1 指定事業者の指定に関する事務 ・指定業者数 37社  ・指定申請の処理  ・指定事項の変更  ・事業の廃止  ・主任技術者の選任、解任処理  2 指定給水装置工事業者登録手数料 5,000円/件	合併時に一宮市、尾西市の制度に合わせる。
7. 排水設備工事の申請に伴う手数料（下水道）	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数 1,044件 2. 手数料の調定及び収納  設計審査手数料 1,439件 取付監理手数料 18件  ※設計審査手数料 1,050円/件 ※取付監理手数料 8,400円/件 （基準以外）	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数（実績無し） 0件 2. 手数料の調定及び収納  設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件  ※設計審査手数料 無料 ※取付監理手数料 無料	1. 排水設備工事申請書の内容審査 審査件数（実績無し） 0件 2. 手数料の調定及び収納  設計審査手数料 0件 取付監理手数料 0件  ※設計審査手数料 無料 ※取付監理手数料 無料	合併時に一宮市の制度に合わせる。



# 一宮市・尾西市・木曾川町合併協議会の調整方針

項 目	一 宮 市	尾 西 市	木 曾 川 町	各項目の調整方針
8. 下水道排水設備指定工事店の指定等事務（下水道）	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 120店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新  2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件  3 責任技術者証発行手数料 525円/件	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事業者の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新  2 排水設備指定工事業者の指定手数料 10,000円/件  3 責任技術者登録手数料 2,000円/人	1 排水設備指定工事店の指定に関する事務 ・ 指定工事店数 0店 ・ 指定申請の処理（公告） ・ 指定事項の変更 ・ 工事店の廃止 ・ 責任技術者の登録、変更、更新  2 排水設備指定工事店の指定手数料 10,000円/件  3 責任技術者登録手数料 2,000円/件	合併時に一宮市の制度に合わせる。

受益者負担金	公共下水道が整備されることにより、その利益を受ける地域の土地所有者等に受益者として建設費の一部を負担していただくもの。					
料金体系						
	一宮市	尾西市		木曾川町		
負担金の額	単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝140円～190円 ※負担区毎に相違	住宅、店舗、事業所等（集合住宅以外のもの）		単位金額（円/㎡）×土地の面積 単位金額（円/㎡）＝400円 ※負担区毎に相違		
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
		165㎡以下	8万円		165㎡以下	10万円
		165㎡超330㎡以下	10万円		165㎡超330㎡以下	12万円
		330㎡超3,000㎡以下	12万円		330㎡超3,000㎡以下	14万円
		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円		3,000㎡超5,000㎡以下	20万円
		5,000㎡超	30万円		5,000㎡超	30万円
		集合住宅（アパート、マンション等）				
		平成19年3月31日まで			平成19年4月1日以降	
2万円×戸数		2万5千円×戸数				
但し最低金額10万円とする。		但し最低金額12万円とする。				
徴収回数	12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能	一括納付のみ		12回払い（年度4期：3年） 一括納付も可能		
前納報奨金制度	納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率4%～12%	無		納期前に納付した受益者に対し、 納期前の納期数に応じて、前納 報奨金を交付する。 交付率10%		
徴収猶予・減免	一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%	無		一定条件で実施 猶予期間：条件により相違 減免率：条件により25%～100%		

受益者負担金2市1町比較表(集合住宅以外)

別添資料2

地積㎡	一宮市(190円/㎡)	尾西市 (平成19年4月1日以降)	木曾川町(400円/㎡)	調整方針(190円/㎡)
50	9,500	100,000	20,000	9,500
100	19,000	100,000	40,000	19,000
150	28,500	100,000	60,000	28,500
200	38,000	120,000	80,000	38,000
250	47,500	120,000	100,000	47,500
300	57,000	120,000	120,000	57,000
350	66,500	140,000	140,000	66,500
400	76,000	140,000	160,000	76,000
450	85,500	140,000	180,000	85,500
500	95,000	140,000	200,000	95,000
550	104,500	140,000	220,000	104,500
600	114,000	140,000	240,000	114,000
650	123,500	140,000	260,000	123,500
700	133,000	140,000	280,000	133,000
750	142,500	140,000	300,000	142,500
800	152,000	140,000	320,000	152,000
850	161,500	140,000	340,000	161,500
900	171,000	140,000	360,000	171,000
950	180,500	140,000	380,000	180,500
1,000	190,000	140,000	400,000	190,000
1,050	199,500	140,000	420,000	農地以外の一団の土地で1,000㎡を超える広大な土地については、その超える部分について10年間徴収を猶予する。
1,100	209,000	140,000	440,000	
1,150	218,500	140,000	460,000	
1,200	228,000	140,000	480,000	
1,250	237,500	140,000	500,000	
1,300	247,000	140,000	520,000	
1,350	256,500	140,000	540,000	
1,400	266,000	140,000	560,000	
1,450	275,500	140,000	580,000	
1,500	285,000	140,000	600,000	

※ 木曾川町のみ接続ますの設置工事費(約35,000円相当)が公費負担となっている。